

岡山県貨物自動車運送業支援金（第２期）交付要綱

（趣旨）

第１条 岡山県貨物自動車運送業支援金（第２期）（以下「支援金」という。）の交付については、岡山県貨物自動車運送業支援事業費補助金（第２期）交付要綱（令和７年１０月３日施行）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（事務の取扱）

第２条 一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）は、岡山県貨物自動車運送業支援金（第２期）に関する事務の取扱を行う。

（定義）

第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号、以下「法」という。）第２条第２項に規定する事業をいう。
- （２）特定貨物自動車運送事業 法第２条第３項に規定する事業をいう。
- （３）貨物軽自動車運送事業 法第２条第４項に規定する事業をいう。
- （４）貨物自動車運送事業者 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む者で、法第３条若しくは法第３５条に規定する許可を受けた者又は法第３６条に規定する届出を行った者をいう。

（目的）

第４条 協会は、燃料価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、もって事業継続を図ることを目的に、事業者支援金を交付する事業を実施する。

（支援金の額等）

第５条 協会は、予算の範囲内において、事業者からの申請に基づき、事業の用に供する貨物自動車の台数に応じて、別表１のとおり支援金を交付する。

（支援金の交付要件等）

第６条 支援金の交付の対象は、別表２の交付要件の欄に掲げる全てを満たすものとする。

２ 協会は、次の各号全てを誓約した者に対してでなければ支援金を交付しない。

- （１）前項に定める交付要件を全て満たしていること。
- （２）申請内容に虚偽がなく、内容に関して協会からの調査や報告の求めに応じること。
また、虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- （３）申請日時時点で倒産又は廃業していないこと。
- （４）県税の滞納がないこと。

（支援金の交付申請及び請求）

第７条 事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和７年１０月３日から令和８年１月３０日の期間内に、様式第１号による「岡山県貨物自動車運送業支援金（第２

期) 交付申請書兼請求書」(以下「申請書」という。)を協会に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、
適当と認めるときは事業者に対し支援金を交付する。

ただし、交付額の総額が予算額に達した場合は、交付しない場合がある。

(交付の取消し)

第9条 協会は、前条の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(4) 申請書に添付する別紙3の誓約書に違反したとき。

(5) その他協会又は県が交付の取消が適当と判断するに至ったとき。

2 協会は、支援金の交付の全部又は一部を取り消す場合は、様式第2号による「岡山県貨物自動車運送業支援金(第2期)交付取消し通知書」により当該事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 協会は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、取消しを決定した日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協会は、支援金の返還を命ずる場合は、様式第3号による「岡山県貨物自動車運送業支援金(第2期)返還請求書」により当該事業者に請求するものとする。

3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ前項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて協会に納付しなければならない。

2 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ加算金又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金に関する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議し、協会が別に定める。

2 協会及び事業者は、支援金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則 (令和7年9月26日制定)

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

支援内容	・普通自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条別表第 1 に規定する普通自動車をいう。） 1 台につき 9 千円 ・小型自動車（同施行規則第 2 条別表第 1 に規定する小型自動車をいう。） 1 台につき 2 千円 ・軽自動車（同施行規則第 2 条別表第 1 に規定する軽自動車をいう。） 1 台につき 1 千円
------	---

別表 2（第 6 条関係）

項目	交付要件等
対 象 者	・県内に営業所（法第 4 条第 1 項第 2 号若しくは法第 35 条第 2 項の規定による事業計画で定める営業所、又は法第 36 条第 1 項の規定により届け出た営業所をいう。以下同じ。）を有する貨物自動車運送事業者であること
対象車両	・令和 7 年 10 月 1 日時点で、県内の営業所に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している事業用自動車（霊きゅう自動車、被けん引自動車、二輪車を除く。）であること ・自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 11 条第 1 項に規定する自動車登録番号標をいう。）が県内ナンバーの車両であること